平成２０年（フ）第３５２号
愛媛県四国中央市下柏町13番地１　Ｇ－ｓｔａｇｅ四国中央105号、申立時住所高知市一宮東町１丁目15番５号　コーポロアールＡ202
債務者　豊永　優介
1　決定年月日時　平成21年８月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで　高知地方裁判所破産係

平成２０年（フ）第３５３号
愛媛県四国中央市下柏町13番地１　Ｇ－ｓｔａｇｅ四国中央105号、申立時住所高知市一宮東町１丁目15番５号　コーポロアールＡ202
債務者　豊永めぐみ
1　決定年月日時　平成21年８月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで　高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第３５０号
高知県香南市香我美町上分445番地32
債務者　山上　直子
1　決定年月日時　平成21年８月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで　高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第４９７号
高知市大津乙2122番地６
債務者　本橋　知子
1　決定年月日時　平成21年８月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで　高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第５０１号
高知県香南市赤岡町５番地２
債務者　松下　信広
1　決定年月日時　平成21年８月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで　高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第５０５号
高知県南国市三畠116番地の１
債務者　浜田　　賢
1　決定年月日時　平成21年８月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで　高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第５０６号
高知県南国市三畠116番地の１
債務者　浜田　千紘
1　決定年月日時　平成21年８月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで　高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第５０９号
高知市高須新町４丁目５番３号　コーポラス田中Ｄ101号
債務者　島村スナヱ
1　決定年月日時　平成21年８月14日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで　高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第５１６号
高松市牟礼町牟礼2162番地２、申立時の住所高知県土佐市宇佐町宇佐416番地１
債務者　野﨑　有理
1　決定年月日時　平成21年８月14日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで　高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第５２１号
大阪市西区新町４丁目８番24号303、申立時の住所高知市大津乙1822番地１　サーパス大津204
債務者　井上　美佐
1　決定年月日時　平成21年８月14日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで　高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第５３４号
高知市浦戸441番地の２
債務者　西岡　篤徳
1　決定年月日時　平成21年８月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで　高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第５４３号
高知県土佐市高岡町乙790番地110　ハイツ船越２Ｆ
債務者　石元　恵子
1　決定年月日時　平成21年８月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで　高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第５４６号
高知市神田951番地１　ファミリータウン西川Ｄ棟102
債務者　村上　牧子
1　決定年月日時　平成21年８月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで　高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第５５１号
高知県吾川郡いの町枝川858番地70、申立時の住所高知県吾川郡いの町枝川886番地７
債務者　三谷　和宏
1　決定年月日時　平成21年８月14日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで　高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第２１９号
宮崎市神宮西２丁目278番地　ナチュラルタウンⅠ－201号
債務者　渡邉　美佳
1　決定年月日時　平成21年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第３２７号
宮崎市丸島町３番15号　アクティ丸島202号、前住所宮崎県東諸県郡綾町大字入野2675番地４
債務者　武田　聡江
1　決定年月日時　平成21年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで　宮崎地方裁判所破産係